

幼児教育・保育無償化に係る事前質問回答(幼稚園、認定こども園、保育園、地域型保育) 2019.7.9

資料3

※回答欄に出てくる「国FAQ」とは、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2019年5月30日版)」のことです。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r010530/pdf/s9.pdf> ←クリックしてもページが移動しない場合は、グーグル等の検索ワード欄にアドレスを貼り付けて検索してください。

※預かり保育においては、認定こども園向け説明会(6/20)後の6月25日に送付した「質問・回答」も参照してください。

No	項目	質問	回答
1	給食費	副食費の範囲はどこまでか。	園が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱水費は含みません。(国FAQ174)
2	給食費	副食費の徴収方法、滞納したときの対策は。	副食費を徴収する際は、金額、金額の根拠、徴収日、特別な扱い等を文書により事前に保護者へ説明し、同意(文書でなくても可)を得る必要があります。 滞納に関しましては、これまでも市の条例により、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費などの徴収事務を認めており、滞納が発生した場合は園が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取扱いとするものであります。(滞納は国FAQ185要約) 本市においては、市民への周知等を通して、支払の理解促進に努める協力をしてまいります。
3	給食費	除去食の為、弁当対応の園児への副食費の説明はどうするか。	家庭から弁当を持参しており、園が食事を全く提供していない場合は、副食費を徴収しないこととなります。
4	給食費	弁当を持参しているため、おかずは提供していないが、おやつや牛乳は提供している。保護者からおやつ代や牛乳代を徴収してよいか。	おやつ代や牛乳代を徴収しても構いません。 なお、360万円未満相当世帯や全世帯の第3子以降の子供は副食費免除となりますので徴収できません。(おかずを提供せず、おやつ、牛乳、お茶等だけを提供する場合でも、月額4,500円の給付費加算が適用されるかは国に確認中です。)
5	給食費	①幼児の主食、副食などの保護者負担をお願いする場合に、その価格と積算根拠については徴収額として施行前に保護者に文書等で伝え保護者承認の必要があるのか。 ②また、法人として理事会などの議題承認が必要なのか。 ③そして、今年度の重要説明事項の取扱いについては途中入園者から記載の必要があるのか。	①お見込のとおりです。なお、保護者同意(承認)に関しては、文書によらない方法でも可です。(例:文書により保護者へ説明し、「意見がある場合には〇月△日までに園へお申し出ください。」として、意見が無い場合には同意を得たものとするなど。) ②必ずしも必要ではありませんが、法人理事会での議題承認を得る方法が好ましいと考えます。 ③既存の入園者(2号児童)においても、副食費徴収の方法が変わりますので、重要事項説明書などの書面により保護者へ説明する必要があります。
6	給食費	自園調理と外部搬入で経費は違う。また、外部搬入業者も食数で単価が若干違う中で、市で単価や基準といった目安は出すのか。市内の園の平均値を出してもらえないか。	自園調理や外部搬入の経費の基準及び市内の園の給食費の平均値を算出する予定はございませんが、公立保育所の副食費(2号)は、月額5,160円を徴収する方向で検討を進めています。また、現行の公定価格に含まれている副食費は月額4,500円となっていますので、参考にしてください。

No	項目	質問	回答
7	給食費	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の園による徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者からは超過分を徴収できないということだが、超過分については園が負担することとなるのか。	保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、園の運営費の中から捻出していると考えられます。したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分について、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に園の運営費の中から捻出していただきたいと考えています。(国FAQ181)
8	給食費	副食費の園による徴収に伴う事務費補助はあるのか。	これまでも園において実施していただいた徴収事務の中で実施するものであることから、事務費補助金制度を設ける予定はございません。(国FAQ184要約)
9	給食費	保育園などは360万円未満相当世帯及び全ての階層の第3子以降の子供たちの副食費が免除されるが、預かり保育、一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センターはどうなのか。	預かり保育、一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センターにおいては、副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。(国FAQ175)
10	給食費	預かり保育、一時預かりの給食費の扱いはどうなるのか。	【預かり保育】(3～5歳児、住民税非課税世帯の満3歳児) 各園で定める利用料に給食費が含まれている場合は、利用料から給食費を引いた額が保育に係る料金となります。保護者へ渡す領収証には、保育に係る料金と給食費の金額を分けて記入してください。 【一時預かり】(3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児) 民間も公立も市の要綱で定める利用料を保護者から徴収していますが、その利用料には副食費も含まれていますので、利用料から副食費を除いた額が、保育に係る料金となります。保護者へ渡す領収証には、保育に係る料金と副食費の金額を分けて記入してください。 (午前の利用は、利用料におかず代が、午後の利用は、利用料におやつ代が含まれています。)
11	無償化額	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化上限額の根拠は。 (3～5歳児 37,000円、0～2歳児(住民税非課税世帯) 42,000円)	認可保育所における保育料の全国平均額が無償化の上限額となっています。
12	無償化額	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)の無償化上限額の根拠は。	未移行幼稚園の保育料は各園による自由価格であり、新制度に移行した幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付第1号認定こどもの利用者負担額の上限である月額25,700円(国基準)が、無償化の上限額となっています。
13	無償化額	預かり保育の無償化上限額の根拠は。 (3～5歳児 月額113,000円、満3歳児(住民税非課税世帯) 月額16,300円)	保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額37,000円)から、幼稚園保育料の無償化上限額(月額25,700円)を差し引いた額(月額11,300円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)の無償化上限額となります。(国FAQ32) 満3歳児は、3歳未満児の全国平均額42,000円と25,700円との差額16,300円が上限額となります。

No	項目	質問	回答
14	利用者負担額	副食費を徴収することになるが、無償化制度開始後に、利用者負担額が増える世帯はあるのか。	副食費が免除とならない世帯で、現行の最も低い保育料は8,650円(D3※階層の保育短時間第二子)ですので、副食費がこの金額を超えない限り、保護者の負担が増えることはありません。(参考:現行の公定価格に含まれている副食費は4,500円。)
15	保護者対応	保育料無償化に係る幼稚園・保育園の事務手続き等で、保護者への説明会の実施や対応の必要があるのか、また、無償化における事務負担が増えるのか。	新制度移行幼稚園、認定こども園、保育園いずれも本体料金の無償化については、手続きは不要です。保育園における副食費については実費徴収となるため、徴収に係る手続きが増えます。幼稚園、認定こども園、保育園において預かり保育、一時預かりを実施している場合は、確認申請・支給認定に係る手続き等が増えます。以上の事務手続きの増加に伴い、適宜保護者への説明会等の対応が必要と考えられます。
16	保護者対応	保護者への周知(通常保育)のスケジュールは。 ※預かり保育、一時預かりは、それぞれの資料をご確認ください。	通常保育における保護者への周知スケジュールは以下のとおりです。 ①7月19日頃 園から保護者へ「給食費の取扱いのお知らせ(3～5歳)」を配布 (事前に園へお渡しする資料です。7月19日頃に、市から園へ配付依頼のメールをしますので、メールを確認後に保護者へ配布してください。) ②7月～9月末 園が保護者へ給食費徴収の方法が変わることを文書で説明。保護者から同意(文書でなくても可)取得。 ③8月下旬頃 市から保護者へ「保育料決定通知書」、「幼児教育・保育無償化のご案内」を送付 (平成31年4月の保育料決定通知書を送付した際に、3歳以上の保育料が無償となる旨お知らせしています。) ④9月頃 市から対象保護者へ「副食費免除対象のお知らせ(仮称)」(※通知名称検討中)を送付 ⑤9月頃 市から園へ「副食費免除対象者一覧(仮称)」(※通知名称検討中)を送付
17	無償化対象期間	幼稚園や認定こども園の無償化対象期間を満3歳からとする理由は。	①学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされている、②満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、③現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む)。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが施設等利用給付の対象となります。(国FAQ53)
18	預かり保育	園としては平日8時間以上、年間200日以上(※)の預かり保育事業を実施しているが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。	幼稚園、認定こども園(1号)利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、各園が提供している預かり保育事業の開所時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上(※)の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型I)の単価の充実や加算の創設を行っています。各園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援をして参ります。(国FAQ125要約)

No	項目	質問	回答
19	預かり保育	無償化に伴い、預かり保育事業の利用者数の増加が予想されますが、定員を超える申し込みがあった場合、園の判断で利用を断ったり利用者の選定をすることは可能ですか。	各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能であると考えます。ただし、保護者の保育ニーズを可能な限り満たすことが待機児童対策の観点からも重要であることから、国としては、長時間利用にかかる加算等の予算を充実させてきているところであり、このような予算の活用も含め、預かり保育事業の十分な提供に御協力いただきたいと思います。（国FAQ126）
20	預かり保育、一時預かり領収証	預かり保育の領収書提出の際、保育料を口座振り込みで徴収していた場合、通帳の写しや振り込まれた通知等で領収書の代わりとならないか。	現在国から領収書の定義の明確な定めが示されておりません。国からの明確な定めが示されましたら、別途ご連絡いたします。
21	休日保育	休日保育については、政府の働き方改革の中で保護者の利用状況も多様化している。そのような状況下で、利用する保護者の利用回数が企業の繁忙期や介護等の理由により、所属する保育園の保育実施日と加算して週6日を超えて休日保育を利用した場合には、一時的であっても超過した保育料については無償化の対象とならないのか。また、超過分については徴収が必要なのか。または、超過利用はできないのかご指導ください。	休日保育につきましては、週6日の保育を順守していただくよう運用しているところでございます。無償化となりましても、従来通りの運用を想定しています。そのため、仮に週6日を超えた場合であっても、他の週で1日利用を減らす等の調整を行う等の対応を行うため料金の徴収はございません。休日保育利用の保護者様におかれましては、制度の趣旨を説明しご納得したうえでご利用されるよう周知等を行ってまいります。